

平成31年度

事業計画書

〔 事 務 局
地域包括支援センター
うみねこ園
生活支援体制整備 〕

自 2019年4月 1日
至 2020年3月31日

社会福祉法人女川町社会福祉協議会

平成 31 年度事業計画

1 基本方針

本会が策定した「第4次女川町地域福祉活動計画」は、女川町が策定した「女川町地域福祉計画」と一体的に推進していくために、「一人ひとりの幸せが地域の支えあいとつながりて実現するまち おながわ」を共通の基本理念としております。

第4次女川町地域福祉活動計画は、地域や住民が主体となり、共に参加し・支えあいながら身近な問題の解決に向け、よりよい地域社会の構築を目指すための4ケ年の計画です。

本年度は、計画実施から4年目となり最終年度となります。第4次女川町地域福祉活動計画で掲げる基本目標を大きな軸とし、重点的に以下の活動を行いながら、次期計画へとつなげていきます。また、この4年間で育ててきた地域のつながりが、話し合える土壌となり、複合的な課題をも受け止められる場として機能するよう、産学官民が共に歩みながら地域福祉力を高めていくことを目指します。

2 基本目標

- ①住民同士のつながりを深めます。
- ②地域の福祉力を高めます。
- ③地域での安心できる暮らしを支えます。

3 重点活動

- ① 地域コミュニティの活性化と支援
- ② 人材育成
- ③ 総合相談体制の充実

4 地域づくりに向けた観点

①個人の課題を地域で受け止められる地域づくり

住民の方が抱える課題を「地域の課題」として、みんなで解決に向けて取り組める地域を目指します。

②個人が抱えている課題の把握

住民の方が抱える「課題」や「不自由さ」を把握できる仕組みづくりに努めます。

③課題を抱えた人を地域の担い手へ

「助ける人」、「助けられる人」という関係ではなく、誰もが地域の一員として「地域づくり」へ参加します。

④関係機関や専門職との関わりづくり

地域福祉を進めるために、本会では積極的に情報共有の『場』への参加や「つながり」づくりを広げます。

⑤生活課題を抱えた方との関係性

「よりよい関係を築く」ことは重要なことです。課題を抱える方が自立へ向かうために、まずは専門職として良好な関係づくりに努めます。

⑥のぞましい支援の在り方

「その方にとって」のベストな方法を様々な角度から考え支援します。

事 務 局

法人の運営にかかる事業	実施活動及び内容
(1)本会の運営に関すること。	①正副会長会議の開催 ②理事会・監事会・評議員会の開催 ③役員等の研修会の実施 ④支部長会議の開催 ⑤部会の在り方についての検討
(2)会員募集に関すること。	会員（一般・賛助・特別）の加入促進及び増強
(3)地域福祉活動計画の進行管理等に関すること。	地域福祉活動計画の進捗管理及び評価の実施 次期地域福祉活動計画の策定
(4)施設の経営に関すること。	①女川町地域活動支援センターうみねこ園の経営 ②女川町地域包括支援センターの運営

基本目標 1	住民同士のつながりを深めます	
目指す姿	1. 互いに声をかけあえる地域を目指します。 2. 様々なコミュニティへの参画により、互助力の高揚を目指します。	
地域福祉活動計画における具体的な支援や取り組み内容	実施活動及び内容	実施事業名等
(1)住民交流の場の提供	地域住民が主体となった地区行事や交流機会の支援	○各地区のお茶会や季節行事への支援
(2)生きがいつくりの場の提供	生涯学習課等と協働による、生きがいつくり・参加者同士の交流を目的とした講座の開催に向けた支援	○生涯学習出前講座活用の促し
(3)地域コミュニティの活性化と支援	① 地域の実態把握 ② 様々な集いの場（サロン等）を開催できるような促し ③ 独自メニューによる出前講座の開発と展開 ④ ボランティアセンター事業の活性化 ⑤ 福祉団体等へのバスの貸出	○コミュニティカルテの作成 ○地域団体（老人クラブや婦人部等）の立上げ支援 ○サロンやラジオ体操など地域内で集える場の立上げの支援 ○広報紙を活用した事業周知 ○掲示板・ウェブサイトの活用 ○大型イベントの実行委員会参画による各機関との連携協働 ○ボランティア登録への促し ○ボランティアの育成と派遣 ○機材貸出し ○ふれあい福祉バス事業の実施
(4)福祉関係団体への支援	福祉関係団体の活動支援（民生児童委員協議会・老人クラブ連合会・身体障害者福祉協会・遺族会・ひとり親家庭福祉会）	○自主活動化の促しと活動のサポート

基本目標 2	地域の福祉力を高めます	
目指す姿	1. 個人が抱える課題を地域の課題と捉え、地域の中で支えあう基盤づくりを目指します。 2. 様々な世代の住民が協力し、地域での見守りや助けあい活動の広がりを目指します。 3. 役割や生きがいを一人ひとりが持つことで、地域の活動力の向上を目指します。	
地域福祉活動計画における具体的な支援や取組み内容	実施活動及び内容	実施事業名等
(1)福祉教育の推進	①学校の総合的な学習及び他教科における福祉学習を意識した幅広い学習への協力 ②全世代に対応できる福祉プログラムの検討・開発 ③防災学習とのつながりを意識した福祉学習	○女川小学校「防災学習」の協働 ○「放課後子供教室」の協働 ○女川中学校「丸子山防災」へのプログラム提供と講師対応 ○福祉教育推進者としての住民の参画
(2)人材育成	①地域の中の人材の発掘と把握 ②地域住民の意識高揚を目的とした取り組み ③地区における集いの場の自主活動化に向けた支援	○地区別人材把握シートの整理 ○生涯学習課・健康福祉課・社会福祉協議会三者による協働事業の実施 ○地区における集いの場の自主活動化の促し
(3)地区座談会の実施	地域の実情に合わせた地区座談会の実施	○地域の集いの場を活用した地域づくり会議の展開
(4)福祉フォーラム等の開催	多角的なテーマを取り上げた福祉フォーラム等の開催	○「地域自慢大賞」や「ごちゃまぜ大会」の開催に向けた見直し
(5)福祉活動推進員の活動の推進	①福祉活動推進員研修会（情報交換会）の開催 ②地域住民に対する福祉活動推進員の活動の啓発	○支部長・福祉活動推進員合同研修会の開催 ○紙面を活用した活動紹介
(6)助成金制度の周知と活用の促進	各種助成制度の周知	○社協だよりでの周知 ○多様な助成金制度の活用促進

基本目標 3	地域での安心できる暮らしを支えます	
目指す姿	<p>1. 関係機関と連携し住民が気軽に相談できる体制づくりと情報提供の充実を目指します。</p> <p>2. 認知症高齢者や障害を抱えた方など、権利の侵害を受ける恐れのある方々でも、安心してその人らしく暮らせる地域を目指します。</p> <p>3. 一人ひとりのニーズに基づくきめ細やかなサービスの提供を目指します。</p> <p>4. 平時から防災・減災を意識した取組みに、住民が主体的に参加することで、災害時の円滑な支援活動を目指します。</p>	
地域福祉活動計画における具体的な支援や取組み内容	実施活動及び内容	実施事業名等
(1)総合相談体制の充実	<p>①支部長や福祉活動推進員等による相談体制の構築</p> <p>②関係機関と連携した相談対応</p>	<p>○支部長・福祉活動推進員合同研修会での理解促進</p> <p>○宮城県北部自立相談支援センター等との連携した支援</p> <p>○町内企業・団体との支援体制の構築</p>
(2)民生委員児童委員との連携	<p>①民生委員活動に関する情報の提供</p> <p>②担当地区毎の要援護者の把握・情報交換・訪問活動への同行</p>	<p>○民協定例会での情報提供</p> <p>○包括・生活支援コーディネーターとケース会議等の情報交換を必要に応じて随時実施</p> <p>○民生委員との同行訪問</p>
(3)広報活動の充実	<p>①広報紙やホームページを活用した情報発信</p> <p>②モニター制度の導入による質の向上を図る</p>	<p>○隔月での社協だよりの発行</p> <p>○本会ホームページの充実と定期的な更新</p> <p>○紙面等に関する意見徴収</p>
(4)権利擁護への理解の促進	<p>①日常生活自立支援事業(まもりーぶ)の実施</p> <p>②広報紙や集いの場を活用した権利擁護に関する周知</p>	<p>○まもりーぶに関する情報提供</p> <p>○基幹センターへの情報共有や同行訪問</p> <p>○権利擁護に関する啓発活動と研修会等への参加</p>
(5)虐待の早期発見と関係機関との連携	<p>①虐待の早期発見と予防に向けた周知</p> <p>②関係機関との情報共有</p>	<p>○虐待に関する情報提供</p> <p>○相談機関等との関係づくり</p>
(6)法人後見の充実	成年後見制度における後見業務の実施	<p>○講習会・研修会等への参加</p> <p>○関係機関とのつながりづくり</p>
(7)生活支援サービスの利用促進	<p>①関係機関との協働による利用者の実態把握を行い、サービスの質の向上を図る</p> <p>②車いす及び福祉車両貸与等事業の実施</p>	<p>○生活支援サービスの実態把握</p> <p>○住民による有償型福祉サービスの検討</p> <p>○車いす及び福祉車両貸与等事業の実施</p> <p>○救急医療情報キット配布事業の</p>

	③救急医療情報キット配布事業の実施	実施
地域福祉活動計画における具体的な支援や取組み内容	実施活動及び内容	実施事業名等
(8)ボランティアや住民の助けあいによる生活支援の展開	①地域での支えあい活動の推進 ②生活課題解決に向けた地区毎の話しあいの場づくり	○各地区見守り隊等との意見交換の実施 ○個別ニーズの把握 ○地域づくり会議等での『支え合い活動』に向けた促し
(9)生活困窮者世帯に対する自立支援	①関係機関との連携強化による、生活困窮者世帯の早期発見 ②個々の状況にあわせた支援 ③生活福祉資金や生活安定資金貸付制度による支援 ④緊急一時援護費の支給（生活援護費・災害見舞金） ⑤生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業の職場体験への協力	○生活困窮者自立支援事業の活用 ○関係機関との状況共有の場の設定と連携した支援展開 ○制度に捉われない支援の実施 ○町内企業等との連携
(10)防災学習の推進	地域住民と共に地域支え合いマップを作成し、要援護者の情報を共有する	○地域づくり会議等で地域支え合いマップの作成と要援護者情報作成の促し
(11)災害ボランティアセンター運営体制の見直し	震災時対応の検証結果を活かした平時の組織内部体制の見直し	○組織マネジメントを活用した組織体制の見直し

その他地域福祉の事業・活動	実施活動及び内容
(1)共同募金事業への協力	①共同募金運動（赤い羽根運動募金）への協力 ②共同募金委員会への支援
(2)その他、各種分野への取り組み	①介護保険事業における生活支援体制整備事業との連携 ②高齢者・障害者等の地域活動支援に向けた事業所等との連携 ③特別支援学校女川高等学園・特別養護老人ホームおながわ・きらら女川との相互支援

生活支援体制整備協議体・生活支援コーディネーター事業

1 事業の目的	<p>本会が中心となって、生活支援等サービスを担う事業主体（社会福祉法人、民間事業者等）と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする。</p>
2 事業の概要	<p>（１）生活支援コーディネーターの配置 高齢者等の生活支援等サービスの体制整備を推進していくため、日常生活圏域を中心に生活支援コーディネーター２名を配置し次の業務を実施する。</p> <p>①地域資源の開発 ②ネットワークの構築 ③ニーズとサービスのマッチング ④サービス及び支援の担い手となるボランティア等の養成に関する業務 ⑤その他業務の実施に関し必要な業務</p> <p>（２）協議体の設置 生活支援等サービスの提供主体同士が、情報を共有し、連携強化を図るための場となる協議体を設置し次の業務を実施する。</p> <p>①地域ニーズ及び既存の地域資源の把握並びに情報の見える化の推進に関すること ②生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けての企画、立案及び方針策定に関すること ③地域づくりにおける目標の共有 ④情報交換の場及び働きかけの場の整備に関すること ⑤その他業務の実施に関し必要な業務に関すること</p>
3 担当地区・エリア	<p>エリア名：西エリア 担当地区：大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上三、上四、上五、西、小乗浜</p> <p>エリア名：東エリア 担当地区：高白、横浦、大石原、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、女川南、女川北、大原南、大原北、清水、宮ヶ崎、石浜、桐ヶ崎、竹浦、尾浦、御前浜、指ヶ浜、出島、寺間、江島</p>

女川町地域包括支援センター

I. 運営方針

- ◆女川町第7期介護保険事業計画の「すべての高齢者が生涯にわたり、生きがいを持ちながら健やかで安心して暮らしていただける社会の実現」に向けての事業運営を引き続き行います。また、本会の重点事項である「地域づくり」を根底におきながら、高齢者が地域で安心して生活を続けられるネットワークを構築し、地域で進めている見守り体制づくりに共に取り組みます。
- ◆高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを適切に組み合わせ提供する体制「地域包括ケアシステム」の構築を目指すため、社会福祉協議会が行う地域福祉活動や地域支援・生活支援活動と協働するとともに、行政や関係機関、地域住民と連携を図りながら、効率的・効果的に事業展開を行います。

II. 各事業の進め方

1 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業の推進）

(1) 介護予防普及啓発事業

- ◆活動的な高齢者を対象として、生きがいを持ちながら地域の中で自立した生活を送ることができるよう努めます。また、住民自身による活動ができるような支援や活動を支える人材の発掘・育成を老人クラブや福祉活動推進員等を中心に行い、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者への生活支援の担い手としての社会参加につなげることができるよう介護予防事業の推進と普及啓発に力を入れていきます。

①包括支援センターだよりの発行（月1回 おながわ広報紙面活用）

②介護予防普及・啓発パンフレット等の作成、配布

③地域遊びリレーションの実施（18か所 84回）

④ふまねっの実施（15か所 60回）

⑤包括出前いきいき講座（随時 地区からの要請に対応）（江島 4回/年）

(2) 地域介護予防活動支援事業

- ◆高齢者が自立した日常生活を送り続けるために、自らが必要な介護予防に関する知識・技術を習得することで、継続して実践できるようにします。また、その体験を地域の活動の中で、活かすことができる人材を育成し、地域の担い手が増えることで地域力の向上を目指します。

①地域のお世話役育成「ぴんぴん元気推進塾」フォローアップ講座（2回）

②転倒予防ミニミニ体操（ロコモ体操）推奨

③福筋クラブ自主活動への支援（隔月 2クラブ）

④新規活動育成支援（サークル活動やお茶会支援等）

(3) 地域リハビリテーション活動支援事業

- ◆リハビリテーション専門職が通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援します。

①すまいの個別相談

②地域ケア会議

(4) 生活支援体制整備への協働

協議体、地域づくりに関する協議の場へ参加し、高齢者の生活課題につながる体制整備や地域住民が主体的に取り組むことを関係機関と協働しながら支援し、ひいては住民活動が自身の介護予防や健康づくり、生きがいにつながるように勧めていきます。

2 包括的支援事業

(1) 総合相談支援事業

- ◆新しい地域・環境での生活に早く慣れ、地域の中で孤立することがないように、高齢者、家族、近隣住民、民生委員等の地域のネットワーク等を通じた様々な相談対応を行うとともに、生活支援体制整備事業を活用しながらセーフティネットを構築していきます。
- ◆介護をしながら多様な暮らしをしている方々の様々な相談に対応できるように、関係機関と連携し充実を図ります。
- ◆高齢者等の実態把握を行うとともに、個別ニーズから新たなサービスや仕組み作りの協議・検討を関係機関と行い、地域支援・地域福祉活動へつなげられるような組織的な取り組みの構築を共に行います。

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- ◆個々の高齢者の状況変化に応じた適切なケアマネジメントを介護支援専門員が実践できるよう、また、地域の社会資源を活用しながら途切れない一貫した支援ができるように介護支援専門員との情報交換や多職種との連携・協働を図り支援していきます。
- ◆介護支援専門員の技術向上のための学習会を開催します。
- ◆介護支援専門員が相談しやすい環境を整備し、必要時困難事例への相談対応やケア会議等を行い、問題に協働しながら関わることで利用者に不利益が生じないように支援していきます。

(3) 介護予防ケアマネジメント事業

- ◆サービス提供するだけでなく、要支援者等がその知識や能力を生かして社会とのつながりを維持・強化できるような介護予防マネジメントを進めていきます。

(4) 権利擁護事業

- ◆高齢者虐待を予防する取組みとして、医療、保健、介護、福祉関係者だけでなく、多くの町民に高齢者虐待防止に対する理解を深めてもらうために、町と連携しながら、高齢者虐待の実態や通報義務等の対応について啓発活動に努めます。
また、高齢者虐待に関する通報や相談についての的確に町に通報し、チームアプローチを実践し、連携しながら高齢者虐待の早期発見、早期対応を図り、介護サービス等の導入支援や見守り等を行い、改善が見られない場合や生命の危険性が高い場合には、必要な措置を講ずるよう町に要請します。
- ◆認知症高齢者の増加や独居高齢者、高齢者夫婦世帯の増加により、身上監護及び財産管理等に関する支援の必要性が高まっていることから、権利擁護を推進するため成年後見

制度や日常生活自立支援事業「まもり一ぶ」について周知・啓発をするとともに、相談の内容に応じて各種制度の説明や関係団体の案内等を行いながら利用支援を図ります。また、虐待（自己放任を含む）等の理由により財産に関する権利侵害等が発生している事案についても、状況に応じて町と協議しながら成年後見制度の活用について進めていきます。

◆高齢者を狙った訪問・勧誘販売や特殊詐欺による被害から高齢者を守るために、民生委員、介護サービス事業者、近隣住民等、日頃から高齢者と接する機会の多い関係者から情報収集することに努めます。さらに、消費生活相談員等の関係機関との連携を図り、被害の未然防止、問題の解決にあたります。

◆個人個人が人生の終盤を自分らしく生きるために、いざという時にどう備えるかを考える機会を関係機関と連携し、提供していきます。また「終活」についての情報提供を行います。

- ①権利擁護に関する研修会及び総合相談会の開催（地区お茶会などを活用し開催）
- ②高齢者虐待・消費者被害等に関する対応
- ③終活に関すること（講座2回/年）

3 任意事業

(1) 家族介護支援事業

◆家族介護者が地域の中で孤立することなく、また、身体的・精神的・経済的負担を軽減できるように支援していきます。

○家族介護者交流会（3回/年）

(2) その他の事業

①認知症サポーター養成講座

◆認知症に関する正しい理解や認知症の方に対する接し方を身につけた認知症サポーターの育成を図ります。また、地域での見守りや支え合いにつながるように、サポーターの登録、活動の支援を行います。

4 認知症地域支援・ケア向上事業

◆認知症施策の推進にあたっては本所内に配置されている「認知症地域支援推進員」を中心とし、①認知症の早期発見・早期対応、②地域での生活を支える医療・介護サービスの構築・連携、③地域での日常生活・家族支援の強化を関係機関と連携し、総合的に展開していきます。

①ケアパスの普及と活用

②認知症カフェ（ほっとカフェ）の開催（2か所 月1回/1ヶ所）

②認サポ劇団活動支援

③認知症多職種連携研修

④認知症初期集中支援チーム活動

5 地域ケア会議推進事業

(1) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

◆生活体制整備事業を推進する中で、官、民、専門職、地域リーダーとの連携を図りながら、個別支援と地域に対する関わりを相互に作用させ、住民課題や地域課題の解決に努めていきます。また、社協が実施する地区座談会も有効活用し、地域住民とのつながり

をもちつつ、地域の実態を把握し、課題解決に取り組めるようにしていきます。

- ①各種連携会議・研修会への参加
- ②地域づくり会議、協議体への参加
- ③地域個別ケア会議・地域ケア会議の開催

6 指定介護予防支援業務

- ◆総合事業への移行が図られた後も介護サービスの利用と地域活動への参加も加味しながら、高齢者が自分らしい生活を送ることができるように進めていきます。あわせて総合事業の推進にあたっての介護予防ケアマネジメントや地域づくり、介護予防事業等を踏まえながら、多様な介護予防事業が展開できるようにしていきます。
- 要支援1及び要支援2の方に対する介護予防ケアプラン作成・ケアマネジメント業務の実施

女川町地域活動支援センターうみねこ園

1 目的

障害者又は障害児に対し、通所により創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進させることによって、地域における障害者等の自立の促進と社会参加を図ることを目的とします。

2 運営の方針

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (2) 地域との結びつきを重視し、女川町、他の地域生活支援サービス、その他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 女川町地域福祉計画と本会で策定した地域福祉活動計画の基本理念である「一人ひとりの幸せが地域の支えあいとつながりで実現するまちおながわ」さらには女川町障害者計画・障害福祉計画の基本理念である「障害のある人もない人も町民すべてが安心して自立した暮らしができるまちおながわの実現」を目指し、本センター利用者が地域の中で安心して暮らすことができるよう常に、地域とのつながりを意識した事業内容の実施に努めます。

3 事業内容

(1) 基礎的事業

項目	目的	内容
地域活動支援センター 基礎的事業 ・創作的活動 ・生産活動の機会を提供 ・社会との交流促進	社会との交流を促進させることによって、障害者等の自立促進と社会参加を図る。	体力づくり レクリエーション 調理実習・創作活動 陶芸・地域交流 販売活動（ゴミ袋等） 園外活動
送迎支援	利用者及びその家族がセンターを利用しやすくなるとともに、家族の負担軽減を図る。	自宅から地域活動支援センターまでの送迎支援

(2) その他の事業及び活動内容

①家族支援

利用者及び保護者（親等）の高齢化に伴うさまざまな問題に対し、きめ細やかな支援及び一人ひとりの声を必要な時に必要な場所につなぐことを重点的に行います。

- ア 保護者懇談会の開催
- イ 保護者向け情報提供および研修会の開催
- ウ 相談受付
- エ 親子交流会の開催
- オ 家庭訪問
- カ 写真入り連絡帳の作成
- キ 親と子の記録集「みちしるべ」の作成支援
- ク 将来を見据えての準備支援

②啓発事業

活動内容を色々な方法で周知することで利用者理解につなげ、利用者が地域の中で生活しやすい環境創りを目指します。

- ア 社協だよりへの掲載
- イ ブログの更新
- ウ その他の事業や地域交流を通じての啓発
- エ 発達障害啓発週間に啓発活動への参加
- オ その他の啓発週間等に関連する事業に参加

③地域交流

利用者が地域の中で生活しやすい環境を創るためには地域の人達の理解は欠かせないものです。地域交流を通じて利用者理解につなげることを目的に行います。

- ア ゆぼっぼ入浴会及び駅前清掃活動
- イ アトム通貨ありがとう制作（町内の事業所の協力のもと新聞の古紙で新聞バッグを作成した対価としてアトム通貨をいただき、それを使って地域の商店街で買い物や昼食会をすることにより、日中活動の充実と地域交流を目的としています。）
- ウ イオン幸せの黄色いレシートキャンペーンへの参加（毎月11日のイオン・デーに実施している「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」とは、お客様がレジ精算時に受け取った黄色いレシートを地域の登録ボランティア団体名が書いてある店内に備え付けの投函ボックスに投函していただくことで、レシート合計の1%分の品物が各団体へ寄贈されるというものです。このキャンペーンに当センターも登録しています。女川町民のお客様も多いために、

このキャンペーンに登録することで、当センターの活動の理解につながることを目的としています。)

エ 町内行事や地区行事等各イベントへの参加

オ ボランティアとの交流

4 年間事業計画表

月	行事内容	家族支援等	職員内部研修等
4月	お花見・陶芸・お誕生会 イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン贈呈式出席・音楽プログラム	保護者懇談会	個別支援会議 部署定例会議
5月	陶芸・お誕生会 クッキング・クリニカルアート	親子交流会 個別面談	部署定例会議
6月	避難訓練（地震・津波） お誕生会・音楽プログラム		部署定例会議 避難訓練
7月	七夕会・陶芸・クリニカルアート クッキング・フラダンス発表会		個別支援会議 部署定例会議
8月	ミニ夏祭り・陶芸・音楽プログラム お誕生会	親子交流会	個別支援会議 部署定例会議
9月	芋煮会・陶芸・クリニカルアート 体力づくり月間（フロアホッケー等）		事業評価会議 部署定例会議
10月	陶芸・親子対抗ミニ運動会 音楽プログラム		急病・ケガ発生時想定訓練 部署定例会議
11月	避難訓練（火災）陶芸・お誕生会 クリニカルアート・クッキング	保護者懇談会	個別支援会議 避難訓練 部署定例会議
12月	クリスマス会・お誕生会 音楽プログラム&クリニカルアート		部署定例会議
1月	新年を祝う会・音楽プログラム お誕生会		送迎時事故発生想定訓練 部署定例会議
2月	節分・クリニカルアート クッキング	個別面談	事業評価会議 事業計画会議 部署定例会議
3月	ひなまつり会&大正琴コンサート 音楽プログラム		個別支援会議 部署定例会議

女川町日中一時支援事業

1 目的

障害者及び障害児を一時的に預かることで、障害者等の日常的な訓練等を行うとともに、障害者等の家族に対する就労支援及び介護負担の軽減を図ることを目的とします。

2 運営の方針

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (2) 地域との結びつきを重視し、女川町及び学校、他の地域生活支援サービス、その他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 女川町地域福祉計画と本会で策定した地域福祉活動計画の基本理念である「一人ひとりの幸せが地域の支えあいとつながりて実現するまちおながわ」さらには女川町障害者計画・障害福祉計画の基本理念である「障害のある人もない人も町民すべてが安心して自立した暮らしができるまちおながわの実現」を目指し、本センター利用者が地域の中で安心して暮らすことができるよう常に、地域とのつながりを意識した事業内容の実施に努めます。

3 事業内容

(1) 基礎的事業

項目	目的	内容
日中一時支援事業	障害者等の日常的な訓練を行うとともに、障害者等の家族に対する就労支援及び介護負担の軽減を図る。	創作活動・レクリエーション・園外活動・季節ごとの行事など、一人ひとりにあった支援
送迎支援	利用者及びその家族がセンターを利用しやすくなるとともに、家族の負担軽減を図る。	障害児等においては、学校から事業所まで及び活動後は自宅までの送迎支援

(2) 障害児支援

- ①個別支援計画を作成し、計画に基づき支援していきます。
- ②常に保育所、学校、保護者等と連携を密にして、一貫性のある支援をしていきます。
- ③児童の成長を見守るうえでは、学校との情報共有を行うことが大切であることから適宜に情報共有を行っていきます。

(3) その他の事業及び活動内容

①家族支援

利用者及び保護者のさまざまな問題に対し、きめ細やかな支援を行います。

- ア 保護者懇談会の開催
- イ 保護者向け情報提供および研修会や保護者同士の交流を目的とした事業の開催
- ウ 相談支援
- エ 写真入り連絡帳の作成

②啓発事業

活動内容を色々な方法で周知することで利用者理解につなげ、利用者が地域の中で生活しやすい環境創りを目指します。

- ア 社協だよりへの掲載
- イ ブログの更新
- ウ その他の事業や地域交流を通じての啓発

③地域交流

利用者が地域の中で生活しやすい環境を創るためには地域の人達の理解は欠かせないものです。地域交流を通じて利用者理解につなげることを目的に行います。

4 年間事業計画表

月	行事内容	相談・家族支援等	職員内部研修等
4月	お花見・音楽プログラム お誕生会		個別支援会議 部署定例会議
5月	ミニ遠足		部署定例会議
6月	収穫祭 避難訓練（地震・津波）		部署定例会議 避難訓練
7月	七夕会 クッキング	保護者個別面談	個別支援会議 部署定例会議
8月	ミニ夏祭り 音楽プログラム		個別支援会議 部署定例会議
9月	芋煮会 お誕生会		事業評価会議 部署定例会議
10月	体力づくり月間（フロアホッケー等） 陶芸・ハロウィンイベント		急病・ケガ発生時想定訓練 部署定例会議
11月	親子交流会 避難訓練（火災）		個別支援会議 避難訓練 部署定例会議
12月	クリスマス会		部署定例会議
1月	新年を祝う会 お誕生会		送迎時事故発生想定訓練 部署定例会議
2月	節分 クッキング		事業評価会議 事業計画会議 部署定例会議
3月	ひなまつり会	保護者個別面談	個別支援会議 部署定例会議